

	令和6年7月 社会教育委員会議 議事概要
日 時	令和6年7月23日(火) 午後2時～午後4時
場 所	吹一地区公民館さんくす分館(さんくす三番館5階)
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>江下委員、田尻委員、大嶋委員、尾崎委員、兵頭委員、塩路委員、北山委員、杉山委員、村田委員、山ノ内委員、和田委員 欠席委員1名</p> <p>(事務局職員)</p> <p>地域教育部 道場部長、堀次長</p> <p>まなびの支援課 北野課長</p> <p>中央図書館 大平館長、桑名参事</p> <p>文化財保護課 葉山課長、高橋館長</p> <p>青少年室 大川室長、市場参事、小川参事、前田主幹</p> <p>青少年クリエイティブセンター 曾我館長</p> <p>まなびの支援課(運営) 太田課長代理、岡田主査、関係員</p>
内 容	<p>◎会議の成立状況等報告</p> <p>市社会教育委員12名のうち出席委員11名</p> <p>吹田市社会教育委員会議規則第3条第6項の規定により会議は成立。</p> <p>傍聴者 なし</p> <p>◎会議資料</p> <p><資料(P1~24)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市社会教育委員名簿 ・吹田市社会教育委員会議規則 ・吹田市公民館条例施行規則の一部改正について ・吹田市公民館条例施行規則現行・改正案対照表 ・吹田市公民館条例施行規則の一部改正に係る骨子案 ・吹田市立博物館 第4次中期計画について ・吹田市立博物館 第4次中期計画(案) ・すいた夏休み自習室2024 ・吹田市立自然の家での飲酒に対する方針について ・吹田市立自然の家での飲酒について(試行実施) ・令和6年度 太陽の広場委託モデル事業の進捗について <p><別紙1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年自然の家などの宿泊施設の飲酒対応に関する調査結果一覧表(令和5年7月30日現在) <p><机上配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢と希望を広げる出会い事業 ・国重要無形文化財の指定について他

◎案件

案件1 社会教育委員・事務局紹介(P1)

案件2 社会教育委員会議 議長・副議長の選任について(P3-4)

山ノ内委員が議長、尾崎委員が副議長に選任される。

案件3 吹田市公民館条例施行規則の一部改正について(P5-7)

《議長》

近隣の自治体の公民館貸室予約は、インターネット等のシステムで行われているのか。

《まなびの支援課》

高槻市はシステムでの貸室運用はしていないが、箕面市の生涯学習センターのようにシステムで予約ができるところもある。

案件4 吹田市立博物館第4次中期計画について(P.8-19)

《副議長》

展示内容が変更されていないように感じるので、大学連携の博物館実習生に展示内容を考えてもらうことや、吹田出身の人間国宝になった人や遺跡、万博等を取りあげるなど展示内容を変えて、何度でも来館したいと思える博物館にしてほしい。

《議長》

「むかしのくらしと学校」展は、内容をアップデートしているのか。内容をより魅力的なものにしてほしい。

案件5 社会教育施設の自習室の開放について(P20)

《副議長》

資料には施設番号14~30番などと対応する施設がないが、何を指しているのか。また、コミュニティセンターには自習室はあるのか。

《まなびの支援課》

担当室課に確認して、後日メールで回答。

(回答内容)

資料の施設番号14~30番などは、今後施設が新しく建設された際に番号を割当てるために、空番号としている。

コミュニティセンターには、自習室としての利用設定はない。

《議長》

さんくす図書館の自習室は、学生には使いにくいのではないか。

《中央図書館》

本来、正式な自習室があるのは中央図書館(150席)と北千里(20席)だけで、他の図書館は基本的に図書の閲覧席を自習席としても利用していただけるスペースとして市民に開放している。

案件6 各所管からの報告について

(1) 夢と希望の出会い事業ほか

《まなびの支援課》

同事業及び吹三地区公民館しゅん工式、近畿地区社会教育研究大会の参加者について報告。

(2) 自然の家の運営について (P21-22)

《委員》

吹田市立自然体験交流センターも飲酒可能な場所として含めるのか。

《青少年室》

自然体験交流センターは住宅街が近く、自然の家に比べ施設も狭いので、飲酒は認めていない。

《委員》

「おおむね午後5時～午後9時」の詳細な範囲は、「ごみは基本持ち帰り」と記載があるが、基本とならない場合とはどのような場合なのか。また、「節度ある飲酒」とは缶ビール何本分を指すのか。なぜこれらの曖昧な表現を用いているのか。

《青少年室》

詳細な時間帯を規定すると、少しでも当該時間帯を超えると他団体から指摘がある恐れがあるため、時間帯に幅を持たせている。ごみに関して、持ち帰りにならない場合とは生ごみなど、持ち帰りにくいごみを想定している。現在も希望があれば、持ち帰りにくいごみについては、ゴミ袋を購入してもらい自然の家で処分をしている。酒類を含む飲料のごみは、基本的に持ち帰ってもらうようにしている。節度ある飲酒に関しては、飲酒量による酔態度合いは人によって異なるので、規定量を定めず、「節度ある飲酒」といった表現をとっている。

行政として飲酒を推奨するものではない。これらの対応で試行実施し、トラブルが続けば、指定管理者からの意見を参考にそれぞれ対応を考えていく。

(3) 自然体験交流センターボイラー改修工事に伴う本館棟浴室の利用休止について

貯槽棟の温度が60度以上にならず、現在の基準法を満たさないので、改修工事を行う。実施期間は令和7年1月4日～2月28日で、代替施設として屋外のシャワーの利用を予定。

(4) 太陽の広場委託モデル事業の進捗について(P23)

(5) その他

《中央図書館》

千里山・佐井寺図書館修繕工事にかかる臨時休館について

令和6年11月に休館予定。休館期間中も予約資料の貸出しができるよう、臨時窓口の設置について現在協議中。

《文化財保護課》

吹田市民の重要無形文化財保持者の認定について

地域教育部長挨拶